墨書土器とその字形

---古代村落における文字の実相---

平 川 南

はじめに

- 4. 同一書体の共通文字
- 1. 文字の種類---共通文字の存在---
- 5. 多文字の墨書土器の出現

2. 字形の類似

おわりに

3. 特殊文字の存在

論文要旨

古代の集落遺跡から出土する墨書土器は、古代の村落社会を解明する有力な資料である。また、これまで墨書土器は文字の普及の指標としてとらえてきた。その検討も含めて、これからは集落遺跡における墨書土器の意義は何かという大きな課題について新たな視点から考察する必要があるであろう。そこで、前稿(「古代集落と墨書土器」)では、特定した集落遺跡の分析を試みたが、本稿では、墨書土器の字形を中心に、より広域的見地から分析した。

その検討結果は、要約するとつぎのとおりである。

- 1) 墨書土器の文字は、その種類がきわめて限定され、かつ東日本各地の遺跡で共通して記されている。
- 2) 共通文字の使用のみならず、墨書土器の字形も、各地で類似している。しかも、本来の文字が 変形したままの字形が広く分布している。
- 3) 中国で考案された特殊文字一則天文字一さらには篆書体などが日本各地に広く普及し、しかも それに類するような我が国独自と思われる特殊な字形の文字を生みだしている。

限定された共通文字は、東国各地の農民が会得した文字を取捨選択して記したものでないことを * くてん もじ なんしたい 示している。また変形した字形や則天文字・篆書体などの影響を受けた我が国独自に作成した特殊 文字が広範囲で確認されている。

以上の点からは、当時の東日本各地の村落において、土器の所有をそうした文字-記号で表示した可能性もあるが、むしろ一定の祭祀や儀礼行為等の際に土器になかば記号として意識された文字を記す、いいかえれば、祭祀形態に付随し、一定の字形なかば記号化した文字が記載されたのではないだろうか。このように、字形を中心とした検討結果からは、集落遺跡の墨書土器は、古代の村落内の神仏に対する祭祀・儀礼形態を表わし、必ずしも墨書土器が文字の普及のバロメーターとは直接的にはなりえないのではないだろうか。

はじめに

私は先に「古代集落と墨書土器――千葉県八千代市村上込の内遺跡の場合――」において、
(1)
次のような視点から分析を試みた。

無限の資料的価値を秘めた墨書土器を集落分析の有効な資料として活用するためには、墨書 土器をそれぞれの集落遺跡の現場に再び戻し、集落形態およびその変遷の中でとらえ直す必要 がある。また、墨書された土器そのものの観察と、墨書の部位・書体などの詳細な検討も併せ て行なわなければならない。そのための具体的な作業としては、遺跡を特定し、墨書土器のあ り方を多方面から検討する方法が最良のものであろうとした。

ところで、墨書土器は日常雑器として、主に坏形土器に記されたものゆえに、線刻も含めて 集落の住民が土器の使用にあたって他の土器との識別を目的として記したと一般的にはとらえ られている。すなわち、集落における墨書土器は土器の帰属を示すという官衙における墨書土 器の本来的性格の模倣といえよう。たとえ、当時の集落において文字が非日常的であり、文字 自体が独自の権威や魔力を有したとしても、他の土器との識別という意味は失われることはな いであろう。このような考え方は、常に墨書された土器は日常雑器として長期間使用されるこ とを想定している。

しかし、集落における墨書土器のうちでは次のようなケースを十分に想定しなければならない。集落全体または各住居単位内での祭祀や儀礼に際して、土器に墨書することも十分に考えられる。この場合は、祭祀の終了時に廃棄される可能性が高く、きわめて短期間の使用目的のケースといえるであろう。

このように、日常雑器としてとらえるか、特定の祭祀等の目的のために短時日に記載され廃棄されたか、そのいずれかは墨書土器の出土状態を詳細に観察する以外は容易に判断しがたいのである。そこで本稿では、その分析方法を変え、別な視角から集落遺跡における墨書土器の本質に関わる問題にアプローチしてみたい。その分析に際して、前稿同様に次のような方針にそって資料を扱っていきたい。

検討対象となる遺跡は、墨書土器の絶対量および墨書内容の種類が豊富なことが望ましい。 すなわち墨書土器の研究方法は数量的に豊かなものの中で検討し、そこで抽出した方法論を他 の数遺跡で検証し、確立しなければならない。そののちに、墨書土器の出土例の少ない集落お よび全く墨書土器を伴わない集落との比較検討を実施する必要がある。その結果として、ほと んど単一の文字のみしか有しない集落や墨書土器を伴わない集落の存在意義もおのずと明らか になるであろう。

その点から本稿では膨大な墨書土器を出土する関東地方をはじめとする東日本各地の集落遺

跡を主な対象として取り上げることとする。

ところで、古代の東国を例にとれば、正倉院文書として残る戸籍などのわずかな公文(それらは国府や郡家などのような公的機関で作成・浄書されたもの)を除けば、伝世された8~9世紀段階の文字史料はきわめて限られていた。ましてや、村落レベルの文字史料は皆無に等しかった。そのことから、東国社会におけるいわゆる識字層は郡司クラスをはじめ、村の中の一部の有力者などに限られ、村落における文字の普及を否定的にとらえる見解が一般的であった。

しかし、1970年代以降、関東地方を中心として、集落遺跡の大規模な発掘調査において、多量の墨書土器が発見され、東国社会も文字の普及が予想以上に進んでいたかのように理解するにいたった。すなわち、墨書土器は文字の普及の指標として、ことさらに識字層の広がりを強調してきたといえるであろう。

こうした状況のもとで、多量の出土を誇る遺跡単位および各県単位などで集成作業が実施され、その成果が次々に公刊されている。一方、墨書土器そのものに関する分析やその文字をもとに古代村落のあり方を問うような研究も目立ってきている。

墨書土器も数量や分布範囲の広がりの点において分析可能な段階にいたっている。また、現 段階で墨書土器について一定の見通しを立てることは、今後の調査研究のひとつの指針として 有効な作業であると位置づけたい。

そこで、あらためて墨書土器は、集落における文字普及の指標となるか、また土器に文字を 記すことの目的は何か、すなわち集落遺跡における墨書土器の意義は何かという大きな課題に ついて新たな視点から考察してみたい。

前稿では、特定した集落遺跡の分析を試みたが、本稿では、墨書土器の字形を中心に、より 広域的見地から分析してみたい。ここでいう字形とは、土器に記された文字の出来上りの形の ことであり、運筆やいわゆる書風などは特に問題とはしない。また、対象とする時期をだいた い8~10世紀ぐらいにおき、細かい時期区分や墨書した土器の検討などの考古学的視野からは 多少離れた形で、東日本各地の遺跡単位における墨書土器の全般的な動向の掌握を目的として、 その字形を中心に論ずる点をあらかじめお断りしておきたい。

さらに、本稿では東日本各地の集落遺跡を対象とするが、地方官衙遺跡のうちでも、国府跡を除く郡家跡などの墨書土器も必要に応じて検討対象とした。地方の郡家以下の官衙遺跡の墨書土器は、その周辺の集落遺跡とその文字内容など、共通する点が数多く認められる。その点は、古代の郡家などの地方官衙の本質を考える上でも重要な要素というべきであろう。

1. 文字の種類――共通文字の存在――

まず、最初には集落遺跡出土の墨書土器の文字の種類を問題としたい。すなわち、集落遺跡

表1 遺跡別文字の種類

文字	1	丈	귬	ŀ.	$\overline{\kappa}$	中	_] :	Т1,	+1	Ŧ.	#	٨	1	正	伷	供	本.	休	信	位	1	内	4
遺跡名	2	ᅩ	/3	ᆚ	-	Ŧ	ᄼ	프	//	뜨	144		_	느		1.1.	MA.	4	1	ш	쁘		1.3	<u>-</u>
D 岩手県北上市下谷地B遺跡			0	0								0			o	L.,					\circ			
2 山形県川西町道伝遺跡	0		0											0			0		0					
③ 〃 酒田市生石 2 遺跡		0	0	0				0	0		0	0	\circ	0										
4 福島県福島市御山千軒遺跡		0	O	0		0					0	0	0					0						\underline{O}
5 ″ 石川町達中久保遺跡			0																					
6 // 棚倉町松並平遺跡			0																					
7 群馬県赤堀町川上遺跡																				0				
8 〃 尾島町小角田前遺跡	0												0											
9 長野県塩尻市吉田川西遺跡			0							\circ														
10 群馬県沼田市戸神諏訪遺跡		0										0					0							\bigcirc
① 福島県会津若松市上吉田遺跡		0	0	0	\bigcirc		O	О				0	0											_
②神奈川県厚木市鳶尾遺跡	O	\overline{O}	0	0								0	O		\bigcirc								0	
③ 千葉県八千代市井戸向遺跡			0			0								\circ			\bigcirc			0		\bigcirc		
④ " 推現後遺跡					0			\circ		\circ			\bigcirc											
⑤ ""北海道遺跡			0									0		\circ								\bigcirc		
16 〃 東金市久我台遺跡		\overline{O}	\overline{O}	O								O		0										
⑦ " "作畑遺跡			0	0				$\overline{0}$		0		0	O											
图 " 佐倉市大崎台遺跡		-	O	Ö	O			\overline{O}					0											
⑨ 〃 〃 江原台遺跡		d	Ō		Ô	\bigcirc				\bigcirc			\overline{O}	\bigcirc		\circ	0					O		
20 埼玉県本庄市及び児玉町将監塚・古井戸遺跡	\circ			0	0	0																		
計	4	7	15	9	5	4	1	5	1	4	2	9	9	6	2	1	4	1	1	2	1	3	1	2

ſ	文字	刀	分	4	'nп	勢	4	#	生	南	V	友	+	A	丰	和	盖	+:	#	大	天	*	夫	7	守
	遺跡名	12	7)	//	쁫	35	÷	_	μ.	144	$\hat{}$	^	ц.		끚	7 H	-		μ	$\stackrel{\sim}{\sim}$	쉬	$\hat{}$	\rightarrow	٠,	$\stackrel{\sim}{\sim}$
(1)	岩手県北上市下谷地B遺跡				\bigcirc		\bigcirc							\triangle	9					\mathcal{C}	\cup	_	\sqcup	(ᆚ
2	山形県川西町道伝遺跡	Q								\bigcirc														_	_
3	〃 酒田市生石 2 遺跡																			\bigcirc				9	
4	福島県福島市御山千軒遺跡	\bigcirc				0		\bigcirc													\circ	9	Ш		
(5)	〃 石川町達中久保遺跡				\bigcirc			0		\circ				\bigcirc											_
6	〃 棚倉町松並平遺跡				0			\circ															Ш		_
7	群馬県赤堀町川上遺跡																			\bigcirc			Ш		
8	〃 尾島町小角田前遺跡														\circ					0		\bigcirc		Q	Ц
9	長野県塩尻市吉田川西遺跡				\bigcirc			\bigcirc		O					\circ								Ш		_
100	群馬県沼田市戸神諏訪遺跡						0		0		0				\circ				\bigcirc	0			Ш	\perp	Ц
0	福島県会津若松市上吉田遺跡		\bigcirc		\circ		О	0							0	\circ	0	\circ		0	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	0	_
12	神奈川県厚木市鳶尾遺跡	\bigcirc					0				0							0		\bigcirc			Ш		
(3)	千葉県八千代市井戸向遺跡				\bigcirc		\circ				\bigcirc							\circ		\bigcirc			\bigcirc		_
4	〃 〃 権現後遺跡						О			0										\bigcirc	\bigcirc		0		_
15	" " 北海道遺跡																\circ			\circ	\bigcirc		Ш		_
6	〃 東金市久我台遺跡				0		О	0		Ó			\circ	\circ	\circ					\circ			Ш		_
0	リ リ 作畑遺跡			0	\bigcirc			0				O		Ö	O					0			Ш	0	Ц
18	ル 佐倉市大崎台遺跡	\bigcirc					O	O							O		\circ	\circ		\circ			Ш		
19	ッ ッ 江原台遺跡				0		0										O			0		\bigcirc	Ш	의	_
20	埼玉県本庄市及び児玉町将監塚・古井戸遺跡						O												\bigcirc	\circ					Щ
	計	4	1	1	9	1	10	8	1	5	3	1	1	3	8	1	4	4	2	15	5	4	3	5	1

					-		Т				_			. 1		• - 1					. 1	- 1			
- (遺跡名 文字	安	冢	冨	寺	旦	芷	平	東	也	듸	得	徳	成	新	有	木	卒	林	毛	永	浄	益	珎	生
1	岩手県北上市下谷地B遺跡	0			\circ								\circ	Ī				0			\circ				٦
2	山形県川西町道伝遺跡	0	0					\bigcirc				0							\circ			\bigcirc			a
3	〃 酒田市生石 2 遺跡	\bigcirc				O					О							O							
4	福島県福島市御山千軒遺跡		0						O	0															٦
(5)	" 石川町達中久保遺跡			O								Π						O						П	٦
6	〃 棚倉町松並平遺跡			0														0	0						\neg
7	群馬県赤堀町川上遺跡	\bigcirc			0							0											П		ᅙ
8	" 尾島町小角田前遺跡									0													П		╗
9	長野県塩尻市吉田川西遺跡	\bigcirc		\circ	0					0														O	
100	群馬県沼田市戸神諏訪遺跡				\bigcirc											0			0	Ō	\circ		П		コ
0	福島県会津若松市上吉田遺跡				O	0	Ĭ			0	$\overline{\bigcirc}$	0		\bigcirc			0	0	O				Ö		
12	神奈川県厚木市鳶尾遺跡									0													\Box		\Box
(3)	千葉県八千代市井戸向遺跡		\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc									\bigcirc	0										이
13	" " 権現後遺跡		0				O							\circ											o
(5)	" " 北海道遺跡			0		0								0	0		0							П	$\overline{\bigcirc}$
16	"東金市久我台遺跡											0													o
17	" "作畑遺跡				O	O						0		0											o
(8)	" 佐倉市大崎台遺跡				0							O												\Box	\neg
19	""江原台遺跡		0		O											0		O							a
20	埼玉県本庄市及び児玉町将監塚・古井戸遺跡		0			0				0								O							\neg
	計	5	6	5	9	5	1	1	1	6	2	6	1	5	2	2	2	7	4	1	2	1	1	1	9

						1								1								
l	遠跡名 文字	甲	曲	盛	真	神	福	禾	立.	長	臣	茂	田	豊	財	足	達	酒	隆	集	鐃	継
1	岩手県北上市下谷地B遺跡				0																	
2	山形県川西町道伝遺跡		O									\bigcirc			\bigcirc							\neg
3	〃 酒田市生石 2 遺跡					O	\bigcirc			\bigcirc						O						$\overline{\bigcirc}$
4	福島県福島市御山千軒遺跡	0			0		O						0									
5	" 石川町達中久保遺跡				O						_			\bigcirc								
6	〃 棚倉町松並平軒遺跡																					\overline{O}
7	群馬県赤堀町川上遺跡									\bigcirc												
8	" 尾島町小角田前遺跡													\circ		Q						
9	長野県塩尻市吉田川西遺跡				O										O							
10	群馬県沼田市戸神諏訪遺跡						\bigcirc															
0	福島県会津若松市上吉田遺跡				0	O				O	О		O			\bigcirc				O		
12	神奈川県厚木市鳶尾遺跡		\bigcirc															O				
(3)	千葉県八千代市井戸向遺跡			\bigcirc	0			0					O	\circ								\Box
14	" " 権現後遺跡					O	\overline{O}							0							0	\bigcirc
13	" " 北海道遺跡			\bigcirc									O	0					\bigcirc			\Box
16	〃 東金市久我台遺跡		Ì						\bigcirc				0			\bigcirc						
07	""作畑遺跡								O				O				0					
(8)	" 佐倉市大崎台遺跡									0												
19	" " 江原台遺跡		Ō										Ō					O				
20	埼玉県本庄市及び児玉町将監塚・古井戸遺跡	O											0									
	計	2	3	2	6	3	4	1	2	4	1	1	8	5	2	4	1	2	1	1	1	5

益益	毒久	下日厨玉个○□	—X	
(註)	1.	明らかな地名・人名等の固有名詞は対象外とする。		
		宮田寺,勝光寺,村神丈,弘貫,栗戸川,千俣		
	2.	次のような3文字以上の多文字の文章化された墨書	土器は除いた。	

権現後遺跡「村神郷丈部国依甘魚」		
北海道遺跡「承和五年二月十□・□ □□」	「丈部乙刀自女形代」	「加・加」 家此盛」
井戸向遺跡「部吉道」		

の墨書土器ははたしてそれぞれの集落の住民が数多くの文字の中から取捨選択して記したものであるかどうかを問うのである。ここで取り扱う遺跡は一般的には多ければ多いほど統計的処理の有効性を増すが、遺跡数は東日本各地のうち比較的出土量の豊富な20遺跡ほどを対象とすれば、おおよその傾向を把握できるであろう。しかも、本稿では、文字の種類のみから上記の問題に迫るのではなく、以下のような多角的な側面からアプローチするという研究方法をとることとする。

表1によれば、20遺跡で使用されている文字の種類の総数は205種で、そのうち2遺跡以上で 共通する文字は83種である。ちなみに5遺跡以上共通する文字は、万、大、上、加、十、井、 人、寺、生、丈、千、吉、田、本、家、西、得、仁、真、下、主、南、天、子、安、冨、山、 成、豊、継の30種である。

これらの数値を概観してみても、いかに限定された文字が東日本各地で共通して書かれたかが理解できよう。また、そのことは、次の2つの遺跡の墨書土器の文字構成を比較すれば、より明瞭であろう。

○長野県塩尻市吉田川西遺跡

南, 加, 珠, 安, 真, 千, 万, 吉, 財富加

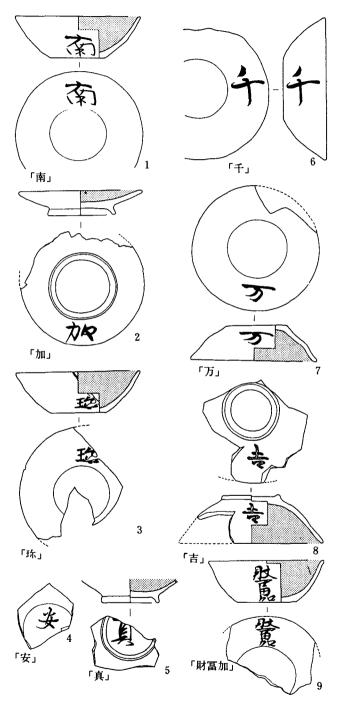


図1-1 共通文字群(長野・吉田川西遺跡)

○福島県石川町達中久保遺跡

南, 加, 朱, 本, 真, 千万, 冨, 冨・豊

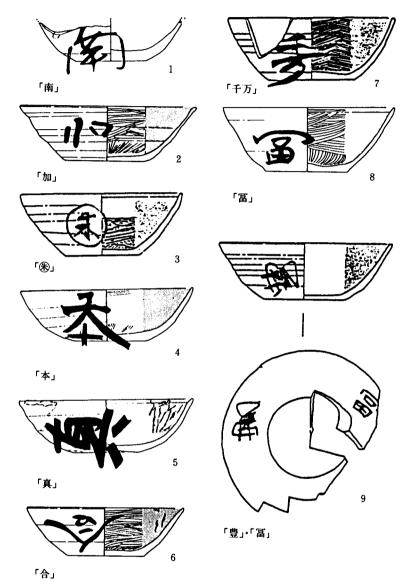


図1-2 共通文字群(福島・達中久保遺跡)

この2遺跡は、古代の信濃国と陸奥国という全くかけ離れた地域にもかかわらず、その墨書 土器の文字の種類はほとんど共通しているといえる。この傾向は墨書土器の出土量では、全国 的に最大量を誇る千葉県八千代市の萓田地区(北海道・権現後・井戸向・白幡前遺跡)におい ても、上記の2遺跡の文字がほとんど中心をなしていることがわかる。 次にこれらの共通文字は、2文字または3文字を組み合わせて使用している点に注目したい。 まず、上記の20遺跡に限っていえば、表2にみるように2ないし3文字の総字数102字を44種 の文字の組み合わせで表現していることになる。

表2 共通文字による組み合わせ文字

基本文字	墨書文	字	遺跡名
来	福	来	福島・御山千軒遺跡
	珎	来	石川・浄水寺跡
	富	来	"
	吉	来	"
	得	来	"
	八	来	u
加	上	加	福島・上吉田遺跡
	+	加	"
	財富	加	長野・吉田川西遺跡
	得	加	千葉・久我台遺跡,
	古	加	石川・浄水寺跡
	富	加	"
	吉	加	"
	盛	加	"
福	東	福	福島・御山千軒遺跡
	西	福	"
	加	福	石川・浄水寺跡
	土	福	"
	仁	福_	<u>"</u>
集	下	集	福島・上吉田遺跡
	大	集	"
	加	集	"
	富	集	石川・浄水寺跡
足	H	足	福島・上吉田遺跡
	西	足	"
	万	足	II
	חל	足	"
	人	足	群馬・小角田前遺跡
合	立	合	千葉・久我台遺跡
	カ	合	千葉・作畑遺跡
生	立	生	千葉・作畑遺跡
	加	生	n n
	財	生	静岡・梅橋北遺跡

基本文字	墨書文字	遺跡名
吉	大 吉	石川・浄水寺跡
	田吉	11
富	天 富	石川・浄水寺跡
	秦 人	福島・上吉田遺跡
1	井 人 天 人	· l
	□大小人	1
	吉人	I
万	一万二万	
\	一 ガ 五 万	1 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	五	
	八 万	
	九万	
	十万	
	, 开 万	1
	州 万	
	州 万	
	百万	
		橋北
	千万	福島・御山千軒、福島
		・達中久保、福島・上
		吉田, 千葉・久我台,
		静岡・梅橋北
	南千万	千葉・久我台遺跡
	生 万	
	大 万	
	本 万	1
	力 万	
	得 万	
	財力	
	安万	4
	人工	
	山口万	千葉・作畑遺跡

さらに、これらの文字構成をより鮮明に強調する格好の資料が、最近公表された石川県小松 市の浄水寺跡の膨大な墨書土器群である。

この遺跡は集落遺跡ではないが、以下に述べる調査報告書の概要からも明らかなように、平安期の在地寺院として、周辺の村落と密接な関係を有し、村落の人々の厚い信仰に支えられた寺院であったとみて間違いないようである。しかも、その墨書土器は大溝へ大量に投棄されたもので、本稿で取り上げた岩手県下谷地B遺跡、福島県上吉田遺跡および御山千軒遺跡と類似した出土状態を呈している点においても、ここで参考資料として十分に活用できる資料といえるであろう。

浄水寺跡は、石川県南部の小松丘陵の北端部に位置する小松市八幡地内通称キョミズ山(標高63.5m)の南東緩斜面で、古代から中世にかけて営まれた寺院跡である。

浄水寺跡は、国分寺などの古代寺院にみられる定形化した伽藍配置をもつ寺跡ではなく、丘陵の緩斜面に大きく4段の平坦面を造成し、掘立柱建物を中心とした諸施設を配している。遺構は大形の礎石建物1棟と数多くの掘立柱建物のほか大溝、池、室状遺構、木組井戸、土坑、参道、土器埋納穴(地鎮遺構)などがある。なかでも遺構変遷第II期(10世紀前半~11世紀)に旧地形の小谷と考えられる大溝に大量投棄された土器は、墨書土器を多く含む須恵器や土師

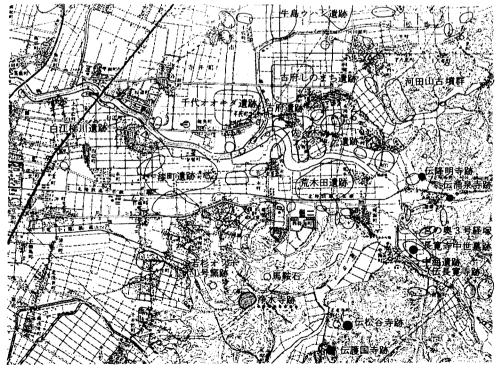


図2-1 浄水寺跡の周辺地域の遺跡分布図

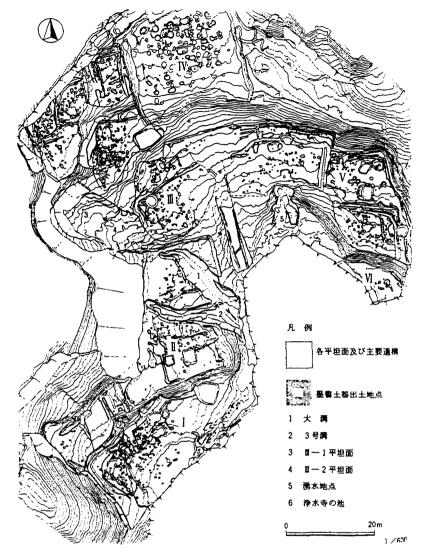


図2-2 浄水寺跡発掘調査区全体図

器の椀や皿等が、整理箱で約130箱出土した。その墨書土器は総数1,222点が確認され、その内容は寺院名の「浄水寺」をはじめとして、「前院」「南房」「中房」「仁房」「厨」等の寺院の施設名とされるものや、「珎」「珎来」「冨集」「天冨」「吉来」「大吉」「吉加」などの本稿に深く関連する文字群で大半が占められている。



図3 石川県浄水寺跡の墨書土器

そこで、上記の表に浄水寺跡の墨書土器を加えてみると、さらに次のようなことが指摘できよう。

組み合わせの主流となる文字は、冨、吉、得、福、生、財、万、人、大、田、西、立、力、天、来、集、合、足の19種であり、この19種を組み合わせて35の熟語(71字)の形で表記されていることがわかる(表 3 参照)。

	富	吉	得	福	生	加	財	万	人	大	田	西	立	カ	天	来	集	合	足
富	abla					0	0								0	0	0		
吉						0			0	0	0					0			
得			\setminus			0		0								0			
福				abla		0						0				0			
生						0	0	0					0						
加	0	0	0	0	0		0										0		0
財	0				0	0		0											
万			0		0		0		0	0				0					0
人		0						0							0				0
大		0						0									0		
田		0																	0
西				0															0
立					0													0	
カ								0										0	
天	0						I		0										
来	0	0	0	0															
集	0					0				0									
合													0	0					
足						0		0	0		0	0							

表3 19種の文字の組み合わせ

この19文字は,仮に分類するならば,生産・集積,良好な状態,天・地・人を意味する語と解されるであろう。

生産・集積(動詞的) ……生, 冨, 得, 加, 来, 集, 合, 立, 足

良好な状態(名詞)……吉,福,万,大,財, (力)

天・地・人……天, 田, 人

(※西を除く)

これらの文字の組み合わせの用例は、ここに取り上げた上記の遺跡以外でも数多く確認することができる。

なかでも、千葉県佐倉市臼井南遺跡の墨書土器の文字群は上記の20遺跡+浄水寺跡の特徴を 裏付けるものである。

吉万,加生,本,月,生万(5点),上团·加生,加生,上加(5点),类, 压加

国立歷史民俗博物館研究報告 第35集 (1991)

これらのうち、2文字のものは、吉、加、生、上、万の5種を組み合わせて表現していることがわかる。

このほか、次のような例をあげることができる。

加集……石川県小松市古府しのまち遺跡

万加……千葉県有吉遺跡・高沢遺跡

吉来……石川県小松市佐々木ノテウラ遺跡

万福·万加·万立……千葉県八日市場市平木遺跡

生来・加大……静岡市神明原・元宮川遺跡

万仟……長野県松本市下神遺跡

2. 字形の類似

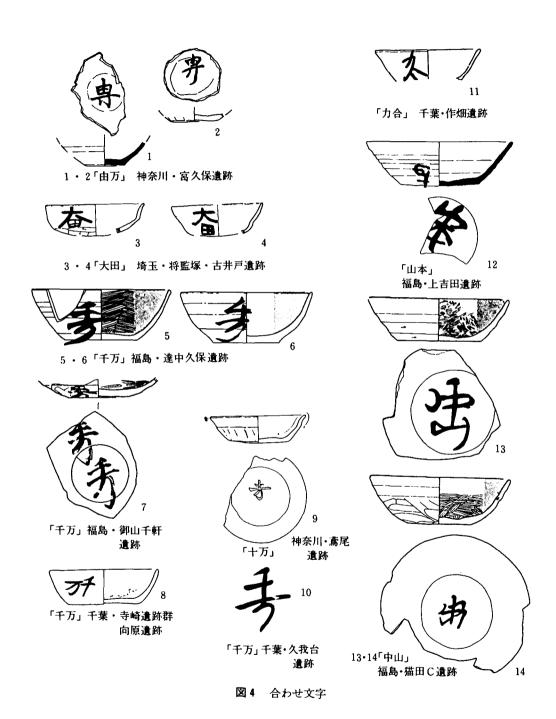
前節では、東日本各地の集落遺跡の墨書土器は、一般的傾向として限定されたわずかな文字 を共通して記していることを指摘した。

さらに、これらの文字はその種類が共通するだけではなく、その字形にも共通した特徴を有する点が重要である。

1) 合わせ文字

まず墨書土器の字形上で最も顕著なものは、墨書土器一般にみられる2文字をあたかも1文字のように密着させて書く字形"合わせ文字"である。

この場合,しばしば宇画を省略し,上の文字の1画を下の文字が共有してしまう例さえみられる。各地の報告書の中には,これらの文字を1字と見誤って解している例も少なくない。例えば,「芳」(卅万)を「芳」とするような誤ちである。



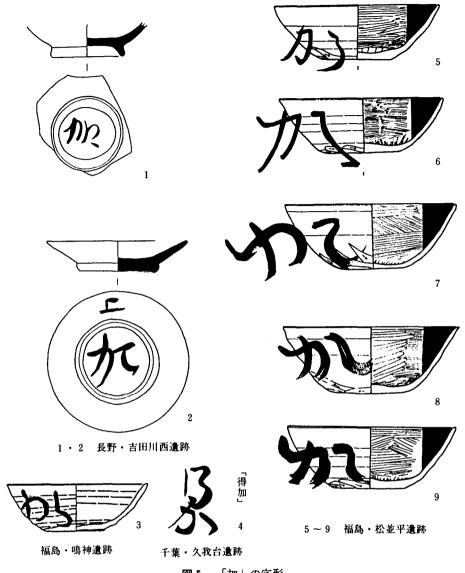


図5 「加」の字形

2)「加」の字形

長野県吉田川西遺跡では,「加」の楷書体(図5の1)とその変形した字形(図5の2)とが 併存するが、ここにあげた他の遺跡の場合、吉田川西遺跡の後者の字形のみが確認されている。 おそらく、吉田川西遺跡の場合、「加」の各種の書体が存し、図5の2の字形は、草書体を模し たものであろう。その字形が、福島県棚倉町松並平遺跡や郡山市鳴神遺跡などでは、半ば定形 化された形で記されている点に、注意しなければならない。また、千葉県東金市久我台遺跡の 場合は、上の文字が次項の「得」の変形した字形であり、変形文字を2文字組み合わせて特殊 な字形を作り出している点は、こうした文字の本質を考える上で貴重な事例といえよう。

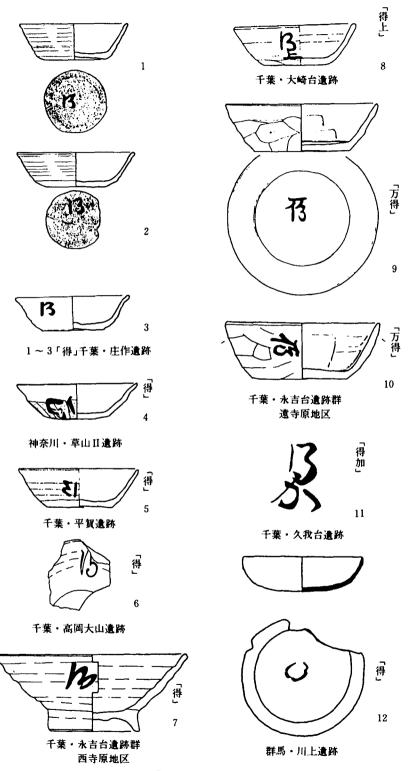


図6 「得」の字形 ―その1―

3)「得」の字形

「加」と同様に、千葉県芝山町庄作遺跡、同県印旛村平賀遺跡、神奈川県秦野市草山遺跡などの場合、「13」字形が単独で出土し、その変化の過程をたどることができず、これのみでは解読困難である。ところが、千葉県成田市公津原遺跡や福島県会津若松市上吉田遺跡では、明らかに楷書体と草書体が併存する。

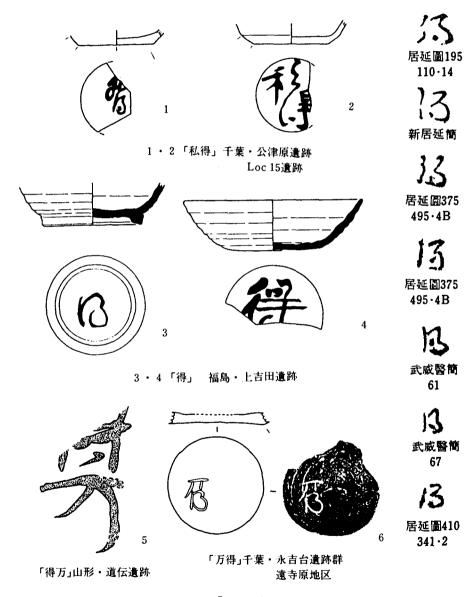


図1-1 「得」の字形 -その2-

この文字の正しい書体変化をたどることのできる2遺跡の事例や中国の居延漢簡等で確認される「得」の草書体は、庄作遺跡、平賀遺跡など、東日本各地の数多くの遺跡においては変形し、記号化した「13」の字形としてのみ使用されている。

このことは、こうした集落においては、 「得」の文字が他の文字とともに摂取され、 楷書、行書、草書の各書体等の訓練を経た



図7-2 「得万」(福島・台畑遺跡)

とはいいがたく、変形した字形「B」のみの伝播といえるのではないか。この点は、以下の考察でもう少し明らかにしてみたい。なお、この変形した「B」を「得」と解したもうひとつの根拠は、楷書体「得」と第1節の他の文字群との構成である(註15も参照)。

4) 「合| の字形

まず、千葉県東金市久我台遺跡の6点の文字を列記しよう。



図8 「立合」の字形 (千葉・久我台遺跡)

この6点の資料は、通常ならば、①・②・③は「立合」、⑥は「立人」、④と⑤は解読不可と みてしまうであろう。しかし、これらが久我台遺跡における一連の資料であるとすれば、その 関連を明らかにできるかもしれない。

ここで仮に3人の人物を想定してみたい。まず、最初にある人物が「立合」という文字を楷書①および行書体②、③で書く。その行書体をみた別の人がその文字を十分に理解しないままにその字形を真似て怪しげな楷書④・⑤で記したために、⑥「立人」のように書く者が現われてしまったというわけである。

このような仮定が十分に成り立ちうることは、資料の性格は異なるが、すでに筆者自ら正倉院文書で証明した実例からもいえるであろう。すなわち、正倉院文書中にいわゆる「近江国計帳」とされる但波吉備麻呂の計帳手実が各年次、連貼されて残されている。ところが、その手実は、おそらく郡家において転写されたであろうという事実が図9の「三上部粳賣」の各年次の書写の変化によって指摘できると考えた。

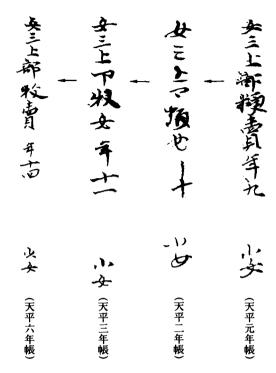


図9 近江国計帳「三上部粳賣」の変化(正倉院文書)

楷書体の天平元年帳を翌年速筆の行書体で書いたために、おそらく天平3年帳を担当した書記官が「粳」のくずしを十分に理解できないまま怪しげな文字で転写したために、そののち別の書記官が「牧」と記載してしまったのである。上記の墨書土器とほぼ類似した現象とみてよいであろう。

ところが、この久我台遺跡の「立合」の分析から思わぬ関連資料に遭遇したのである。

神奈川県綾瀬市宮久保遺跡は、東西両面が南北にのびる座間丘陵にはさまれた丘陵南西側斜面に位置し、東側は谷面中央に蛇行する目久尻川で区切られ、標高24~33mの緩斜面をなす低地上に立地する。古代の遺構としては、竪穴住居跡155軒、掘立柱建物跡63軒、土坑49基、土坑墓4基、溝状遺構19条、棚列2条、井戸1基、旧目久尻川の護岸施設や階段施設1か所等が検出されている。とくに約1.5m四方の木枠組井戸跡は周辺約6×5mの範囲に玉石が敷きつめられており、一般集落における井戸と異なっている。また、この井戸の整地層から「天平五年」銘の木簡が出土していることなどから何らかの官衙的性格を有する施設の一部ではないかと考えられている。

墨書土器はこの井戸跡内と旧目久尻川第3地点とされたところから出土している。 このなかで、井戸跡および旧目久尻川から共通して出土している「へ」「へ」「介」「介」は、 A8類とされた須恵器坏の内面および体部外面にすべて記されており、底部外面に記されたものはない。この「へ」「へ」に類似した字形として、さきの久我台遺跡の「立合」の「合」と、図10-2の作畑遺跡の「力合」の字形を併せて参照すると、宮久保遺跡の「へ」「へ」は合のくずしの変形に類すると理解できよう。さらに久我台遺跡とその東方に位置する作畑遺跡の2つの文字(図10-2-10·11)に注目してほしい。「加」は弘の異体字であるから、「弘貫」とよむことができる。この弘の旁(つくり)「□」を「几」」とする点は、宮久保遺跡の「介」を「合」→「合」とみなす有力な資料であろう。また、さきにあげた福島県上吉田遺跡の中心的な墨書土器「善」(総数119点)の書体の中に、最も簡略に記したもので「売」とする例も参考になるであろう。

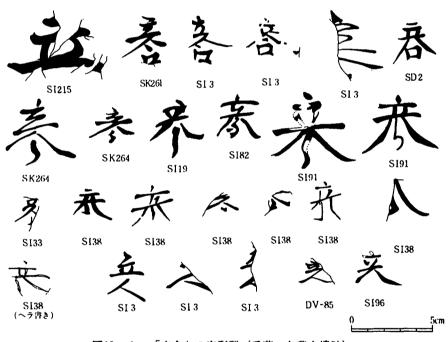


図10-1 「立合」の字形群(千葉・久我台遺跡)



図10-2 「合」の字形と参考資料



図10-3 「弘貫」(千葉・作畑遺跡)

その結果、出土遺構や墨書された土器の特徴にも共通性を有する「へ」「へ」と「**介**」はすべて「合」を表記したものではないかとみなすことができるであろう。

5) 山部・田部

最近、水田祭祀をものがたる資料を出土した群馬県前橋市柳久保遺跡が注目を集めている。この遺跡は前橋市東部の赤城山南麓の標高110m前後の丘陵性台地にあり、南流する河川によって細かく樹枝状に開析され、狭い沖積地が入り込んでいる。本遺跡群内の柳久保水田跡の水口近くに5枚の同形の土師器坏が据え置かれ、その一番上の坏に鬼を墨描している。しかもすぐ付近から馬骨・猪骨(ブタの橈骨)が出土している。このあり方は、『古語拾遺』(斎部広成撰。807〈大同2〉年成立)の御歳神の項に「御歳神祟を為す。白猪・白馬・白鶏を献りて、其の怒を解くべし」とみえることと深く関わるものと考えられる。

この柳久保遺跡群のひとつ中鶴谷遺跡は、奈良・平安時代の遺構として竪穴住居跡49軒、掘立柱建物跡13棟、井戸12基などが検出された。墨書土器は合計56個が出土しているが、文字の種類は「田部」「大田」「上田…」「下田」など、「田」に関連する墨書が半数近くを占めている。「田」に関連する墨書土器は8世紀後半に集中し、一部9世紀前半に入るものがある。

この「田部」について、関口功一氏は上毛野氏の本拠地に「田部」を耕作者とするミヤケのようなものが設定されていたと解釈されている。しかし、この田部の字形およびそれに類する 墨書土器の字形に注意するならば、関口氏の解釈ににわかに従うわけにはいかない。

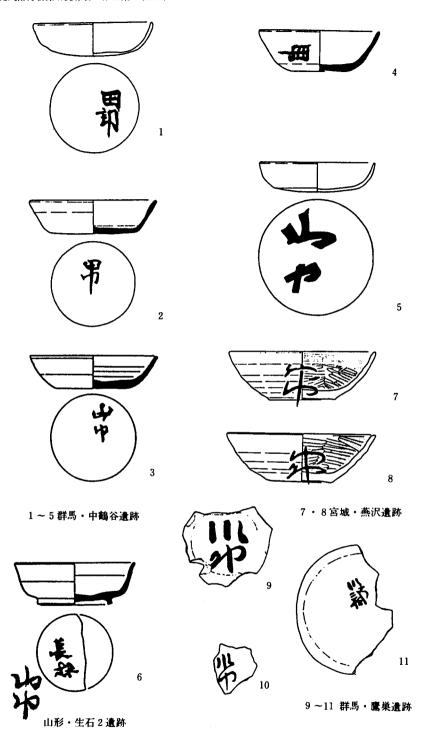


図11 「田部」「山部」「川部」

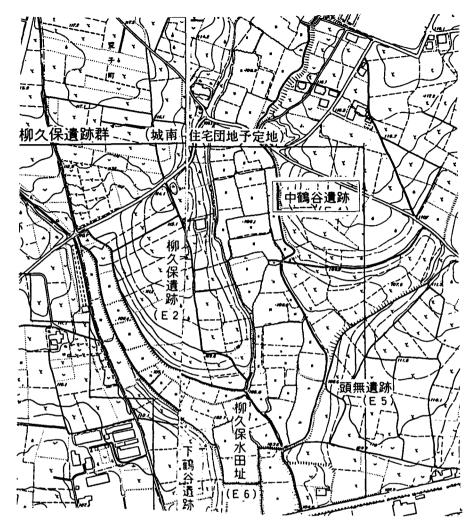


図12-1 「田部」「山部」と地形

中鶴谷遺跡においても、「田部」に混じって「山部」の墨書土器が1点認められる。実は最近、「田部」と並んで「山部」の墨書土器も増加しつつある。その田部・山部はほぼ相似た字形であることは図に示したとおりである。また、その遺跡の立地に注目してほしい。「田部」は中鶴谷遺跡のように水田跡の遺構も確認できる狭い沖積地を含んでいる遺跡から出土している。それに対して、「山部」を出土する遺跡は、平地に突き出た丘陵の端近辺に位置している。

また、この"田"と"山"の対比について、興味深い墨書土器がある。本稿でしばしば取り上げている千葉県作畑遺跡では、「里」(田上)と「里」(山上)が全く同じ字形の"合わせ文字"の体裁で記されている。この例も、"田"と"山"の対比がきわめて一般的なものであったことを示しているといえよう。



図12-2 「田部」「山部」と地形





図13 「山上」と「田上」(千葉・作畑遺跡)

文献史料の上では、蝦夷の表記に関して、『日本後紀』延暦18年(799)3月壬子条に「停ニ出羽国山夷禄」。不、論ニ山夷田夷」。簡ニ有功者」賜焉」とみえ、おそらくは、山を生業とするか平地の水田耕作者かによって山夷・田夷と呼称したのであろう。さきに引いた『古語拾遺』の御歳神の項の冒頭に「一いは、昔在神代に、大地主神、田を営る日に、牛の宍を以て田

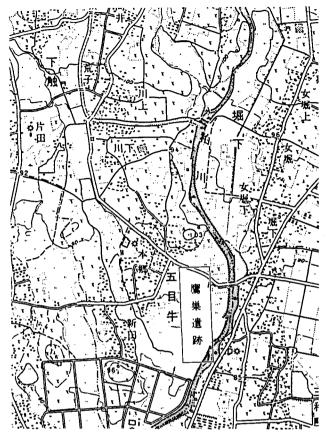


図14 鷹巣遺跡の位置図

人に食はしめき」とみえる。この「田人」に対比する「山人」の用例は, 『日本霊異記』中巻「常に鳥の卵を煮て食ひて, 現に悪死の報を得る縁第十」にみえる「山に入りて薪を拾ふ」人を「山人」と称している。

結局、上記のような文献史料をみる限りでは、「田」と「山」は、その生業の違いに基づく対比的な、ごく一般的な呼称であることが明らかであろう。また、本稿のような見地からは、類似した字形の「田部」と「山部」(「里」と「里」も含めて)は、田部のみ特殊化すべきでないことを示しているであろう。部姓としての山部は、周知のとおり『続日本紀』延暦4年(785)5月丁酉条において、桓武天皇の諱である山部を避けて山と改められている。したがって、生石2遺跡などの9世紀代の土器にある山部は部姓としての正式なウジ名とは判断できない。すなわち、「田部」は水田民または平地の民、「山部」は山に生活の糧を求める民と対比的に、普通名詞的に呼称したのではないか。

なお、付け加えるならば、中鶴谷遺跡と同じ上野国内の例として、河川(粕川)に面した群 馬県赤堀町鷹巣遺跡では、「田部」「山部」と同一の字形の「川部」が出土していることも、「田部」のみをミヤケ耕作者と特殊化した見解を打ち消す資料ではないだろうか。

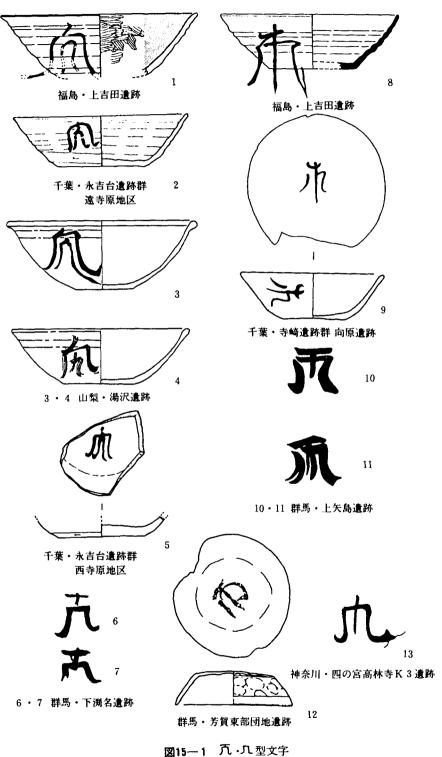
3. 特殊文字の存在

漢字の種類および各種の書体のいずれをとってみても直接的に通常の漢字に該当しない文字が、近年の墨書土器の増加とともに各地で目立つようになってきている。

これらの文字がいかなる意味をもつものかを問うために、まずその特異な字形を大別して順 次みていきたい。

1) 氘几 型文字

- ☆ ○福島県会津若松市上吉田遺跡
 - ○山梨県高根町湯沢遺跡
 - 九○山梨県高根町湯沢遺跡
 - ○埼玉県熊谷市北島遺跡
 - ○千葉県袖ケ浦市永吉台遺跡群西寺原地区
 - ○千葉県袖ケ消市永吉台遺跡遠寺原地区
- 九 ○秋田県仙北町払田棚跡
 - ○群馬県境町下渕名遺跡
 - ○千葉県佐倉市江原台遺跡
 - ○東京都板橋区四ツ葉地区遺跡
 - **八○千葉市砂子遺跡**
- 〔参考〕 ○京都府長岡京跡左京一条二坊十町・十一町
- 〔参考〕 ○福岡県田川郡大任町今任原・狐塚古墳群
 - ○福島県会津若松市上吉田遺跡
 - ○千葉県佐倉市寺崎遺跡群向原遺跡
 - 爪 ○群馬県境町上矢島遺跡
 - ○群馬県伊勢崎市上植木廃寺
 - ○長野県更埴市城ノ内遺跡
 - ○千葉県小見川町木内廃寺
 - ○千葉県八千代市村上込の内遺跡
 - 而○群馬県前橋市芳賀東部団地遺跡
 - 市○千葉県佐倉市大作遺跡
 - **九○神奈川県平塚市四之宮高林寺K3遺跡**
 - 爪○静岡県焼津市道場田遺跡



到13---1 7000年入于



図15-2 <u>九·几型文字</u>



図15-3 「广」(東京都板橋区四葉地区遺跡)

- 而 ○山形県川西町道伝遺跡
 - ○福島市御山千軒遺跡
- 直 ○山形県川西町道伝遺跡
 - ○群馬県境町下渕名遺跡
 - **甬**○東京都北区田端不動坂遺跡
- 風 ○群馬県太田市清水田遺跡
- 風 ○群馬県吉井町川内遺跡
- 頁 ○長野県松本市下神遺跡
- ○福島県棚倉町松並平遺跡
- 用 ○長野県大町市来見原遺跡
- 承 ○福島県東村西原遺跡
- □ ○群馬県富士見村岩之下遺跡

この他にも、これらの字形に類したものは各地の遺跡で数多く確認できる。それらの資料を含めても通常は各遺跡において1、2点程度の出土例であるが、長野県松本市下神遺跡の「**五**」は総数234点も出土しており、この字形のもつ意義の大きさが知られるであろう。

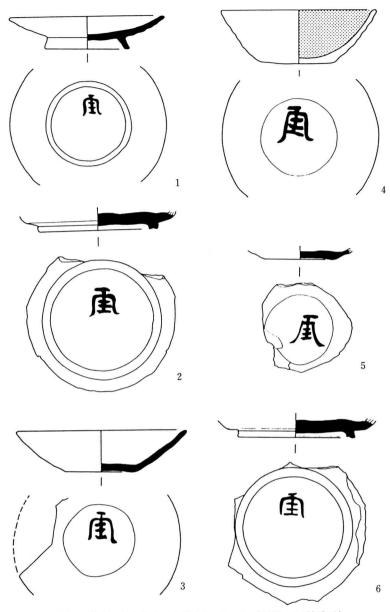


図16 「頂」が総数234点出土している(長野・下神遺跡)



図17 「重」(長野県松本市下神遺跡)

ところで、この文字群を一見すると、則天文字17文字のなかの4文字-**派**(天)、**感**(君)、**廖**・**廖**(初)、**慮**(載) -と共通するのではないかという印象をもつであろう。

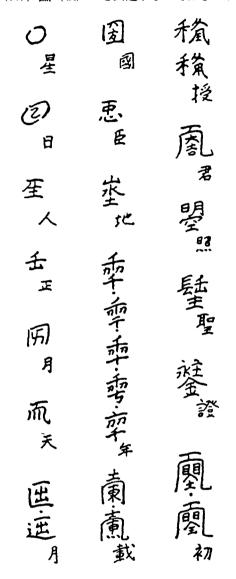


図18 則天文字(太田晶二郎「異体字一隅」より)

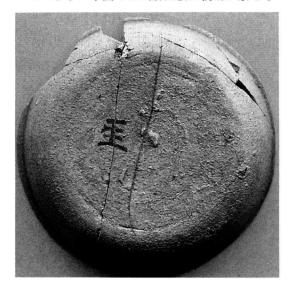
周知のとおり、則天文字は唐の高 宗の后であった則天武后(624~705) が載初元年(690)に独特の文字・17 文字を考案し、その使用を全国に命 じたものである。705年の武后の没と ともに中国ではその使用が禁ぜられ た。我が国では正倉院にある慶雲4 年(707) 書写の『王勃詩序』にす でに使われているので、大宝の遺唐 使(704年帰国)によってもたらされ たと考えられている。古くは江戸時 代に岡山県から出土した下道氏夫人 骨蔵器に記された墓誌にみえる下道 朝臣国勝と弟国依の名を「圀勝」 「圀依」とする使用例が知られてい る。東野治之氏によれば、この文字 は養老の『律』に用いられているの で、唐律の写本によってもたらされ (12) たという。

こうした特殊な文字が地方にどのように広まってゆくのかを探る格好の素材は、近年、膨大な出土量を誇る墨書土器しかない。則天文字の地方への普及には、2つのルートが考えられる。1つは、当時の基本法典の『律』を通して「圀」が普及した

ように、地方行政のルートが想定できる。出雲国府跡の「埊」(地)、下野国府跡の「缶」(正)の例がある。もう1つのルートは、仏典を通じて僧侶が会得したものである。この例として、金沢市三小牛ハバ遺跡の「巫」がある。この遺跡は金沢市の南郊、富樫山地の北側標高約150mの山の中に営まれた8世紀半ば頃の寺院跡である。寺院とはいえ、山中の修行道場として、それほど規模の大きくない掘立柱建物跡数棟で構成されているにすぎないが、銅板鋳出如来立像

や「三千寺」「沙弥古万呂」などの墨書土器が多く発見された。それらの墨書土器のなかに底部に小さく「至」と書かれたものは、2字ならば、"一生"であろうが、1文字と判断される。実は、これが「人」という則天文字である。一生という語意から考案されたことはいうまでもない。

このように中国では武后没後に使用が禁ぜら



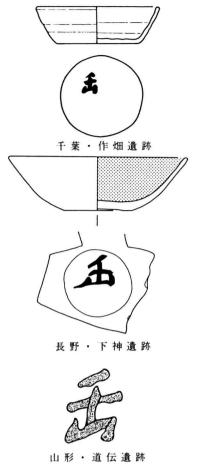


図20 則天文字「缶」

れた則天文字は、日本で生き残った。しかも、最近では則天文字は古代の官衙跡のみでなく、 地方の集落遺跡でも確認できるようになった。下野国府跡の「缶」と全く同じ字形のものが千 葉県東金市作畑遺跡や長野県松本市下神遺跡などからも出土している。作畑遺跡では、後に詳 述するように実は則天文字「缶」を出した同じ竪穴住居跡からは「寺」と書かれた土器もあり、 近くからは僧侶の名と思われる「弘貫」という墨書土器も数点出土している。

そこで、先にあげた「**几**」を基本とするような字形の墨書土器について、まず則天文字との 係わりでみてみよう。

「爪」および「爪」は則天文字「爪」とみて間違いないであろう。最も新しい報告例では「八」の字形の出土例の目立つ群馬県内で確実な則天文字「爪」の墨書土器9点が発見されている(前橋市宮下東遺跡)。しかし、その他の「八」の字形の文字群は直接的に則天文字として該当するものはない。むしろ、ここで注意しなければならないのは、この則天文字17文字のなかの4文

字(**氚・**園・盧・盧)に共通する「**九**」は、中国における道教の呪符に基づくという事実である。すなわち、図21に示したような道教の呪符にみえる符籙(例えば、**颪**)の強い影響をうけて考案されたのが則天文字の「**九**」の字形である。

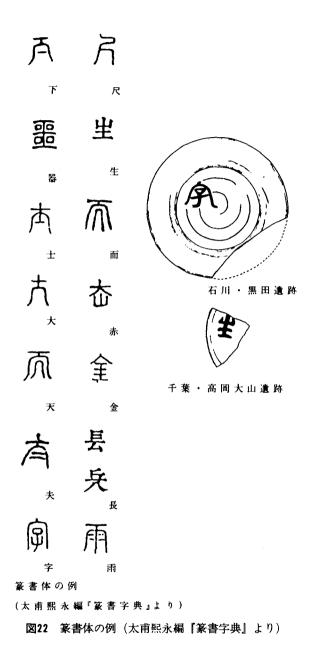


図21 符籙の例「一「敦煌括瑣」の録文―東野治之氏「木簡雑識」 (『長岡京古文化論叢』1986年に所載のものを引用)

次にさきの墨書土器のうちの「<u>ଲ</u>」の字形からは篆書体との関連を想起することができる。「<u>ଲ</u>」は「天」の篆書体「<u>ଲ</u>」に類似した字形であろう。その他にも「大」の篆書体「<u>六</u>」との関連を考えられそうな字形もある。

ここであえて篆書体を取り上げたのは、各地の墨書土器の中に篆書体で記したものが最近確 認されるようになってきたからである。 「序」(字) 一金沢市黒田遺跡

「里」(生) 一千葉県佐倉市高岡大山遺跡



最後に付け加えるならば、中国において道教呪符の符籙およびその影響を受けた則天文字も、 実はその字形が篆書体を基本としているのである。則天文字の「**派**」は篆書体「**派**」から考案 されているとみてよいであろう。 したがって、我が国における古代の墨書土器にみえる「爪」およびそれに類する字形は、おそらく、則天文字や道教の呪符の影響と考えておくことが現状では最も妥当であろう。いいかえれば、則天文字や呪符の符籙が人々に強烈な印象を与え、我が国において「爪」や「爪」のなかに別の漢字を入れ、一種の吉祥または呪術的な意味を含めた特殊な字形として使用していたのではないかと推測することができる。

このような推測の参考資料として、近世の呪法書『呪咀調宝記大全』にみえる呪符の1例を あげておきたい。

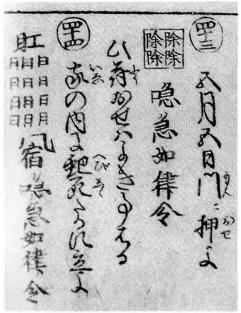




図24 「伻」(福島・辰巳城遺跡)

図23 呪符にみえる「**??** (『呪咀調宝記大全』)

この呪符中の「層」の例は、さきにあげた字形「伻」「伻」「伻」などの意味を上記のように 一種の吉祥や呪術的な表現と解することの妥当なことをものがたる資料といえよう。

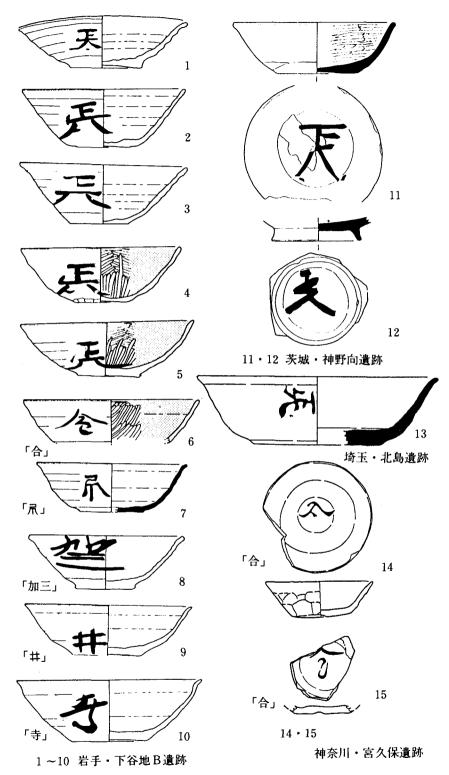
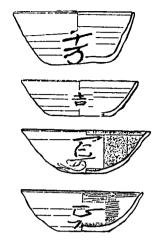


図25 字形「炁」

2) 天· 炁

まず、この字形の基本を岩手県江釣子村下谷地B遺跡に求め て、他遺跡の類似した字形を図25にまとめてみた。

この字形は2文字から成り立っていることは、先の墨書土器 の一般的傾向からも容易に理解できるであろう。 上の文字は「正 | とみてほぼ間違いないであろう。下の文字は先にみた千葉県久 我台遺跡の「充」、作畑遺跡の「久」そして神奈川県宮久保遺跡 の「へ」の例を参考にすれば、「合」とみることができるであろ う。下谷地B遺跡以外は若干変形しており、なかでも、茨城県 神野向遺跡では、報告書の釈文が「正人」となっているが、こ れは久我台遺跡の「立合」が変形して「立人」を生みだしたケ 図26 「正万」と文字群 ースと同様と考え、この字形も「正合」とすべきであろう。



(福島・若松城三の丸跡)

結局、「正合」はいわゆる2文字構成の「立合」「力合」に類する用例といえよう。また「正」 は則天文字「壬」の使用例(作畑遺跡など)および福島県会津若松市の若松城三の丸跡の墨書 土器の文字群「千万」「百万」「吉」とともに「正万」が存在することも、墨書土器「正合」が 存在する可能性を示していよう。

3)#

この「井」は、従来井戸の「井」と一般的に理解されているもので、あえてそれを特殊な字 形とは扱っていない。しかし何の変哲もないとみられている「井」についても字形の点から若 干疑問を呈してみたい。もちろん、問題なく井戸の「井」とみなすことのできる文字も少なく ないことをはじめに断わっておきたい。

まず、各遺跡のなかで「井」を伴う文字群を例示してみよう。

○神奈川県大住郡六之域R 3 遺跡

井,福(22点),吉(2点),豊

○千葉市有吉遺跡(住居跡ごとに示す)

25号住…矢 37号住…方・方

57号住…万 59号住…井、矢古

60号住…矢 固 95号住… 矢古・矢古

99号住…矢古・矢古 104号住…矢古, 呂

113号住…矢 117号住… 天 (線刻)

122号住…万加,平,古 131号住…大天(へラ書)

145号住…矢古 157号住…万

166号住… 奉



図27 「井」を含む文字群(神奈川・六之域R3遺跡)

有吉遺跡の「矢古」は、この遺跡およびその周辺にも広く分布する地域固有の文字である。 したがって、2遺跡とも、「井」は福、吉、豊、万、万加などの文字群の1つとみなすことができよう。

次には、「井|が1遺跡で圧倒的な数を占める例を示しておこう。

○山形県生石2遺跡

墨書土器の総点数525点の っち、墨書不明131点を除くと総数394点となる。そのうち「井」および「井ヵ」とするものは257点で、全体の約65%を占めている。

○神奈川県平塚市中原上宿遺跡

墨書土器の総点数24点のうち、不明 5 点を除く19点中、「井」および「井ヵ」は16点で、全体の約84%を占めている。しかも、「井」印の鉄製の焼きコテを共伴している。その焼印の字形は「井」ではなく、「井」である。

さらに、この「井」が1つの土器に他の文字と組み合わせて記されている例がある。

この遺跡については、後で詳述するが、その墨書土器の中に、体部に「佛酒」底部に「井」と記したものがある。

○千葉県芝山町庄作遺跡

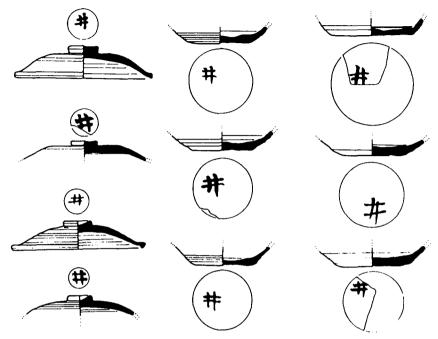
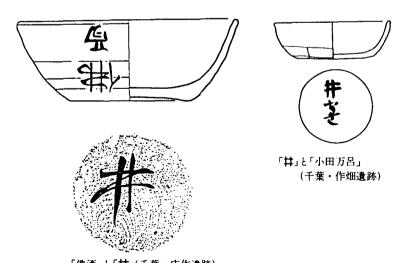


図28 「井」が墨書土器の約65%を占める山形・生石 2 遺跡



「佛酒」と「井」(千葉・庄作遺跡)

図29 「井」と他の文字の併記

○千葉県作畑遺跡



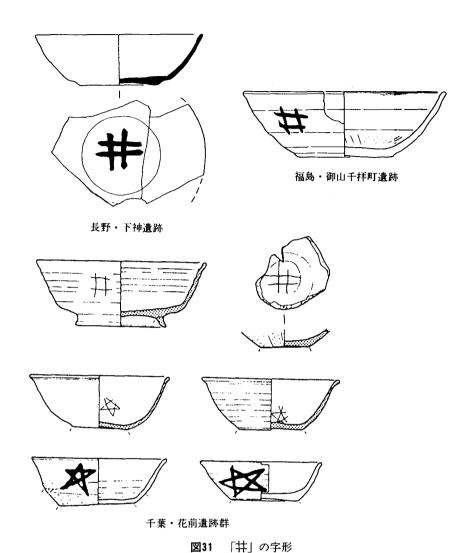
図30 「井 小田万呂」(千葉・作畑遺跡)

墨書「井 小田万呂」は「井」と「小田万呂」の書体が明らかに異なっている。すなわち、「小田万呂」は通常の行書体、それに対して「井」は「小田万呂」より大きく、楷書体風に書いている。「小田万呂」を記載してのちに、その上部に追記したものと判断できる。

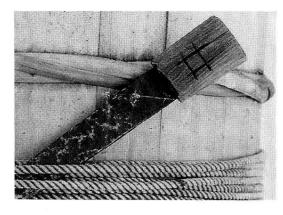
この作畑遺跡の例からすれば、庄作遺跡の墨書「佛酒」(体部) も、「井」は底部に追記した (同一人の書体でも問題はない) ともいえるであろう。

以上の数例からも、「井」を井戸の「井」と速断できかねるのみでなく、むしろ一種の記号と 判断する方が妥当性が高いといえよう。

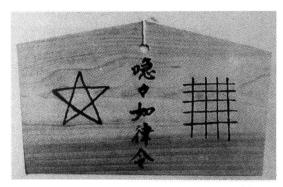
この理解をさらに推し進める好例が千葉県柏市花前遺跡群である。



花前遺跡群の場合、文字よりも「◎」「○」「☆」などの記号が大半を占めている。そのなかに土器の体部に「☆」とともに、「井」が線刻されている。この「☆」は、呪符の五行押点として古代以降の呪符に用いられている一種の魔除けの記号である。実は「井」も「攤」とともにこうした呪符の魔除け記号として、民俗例で確認することができる。すなわち、「井」印は魔物も迷う迷路、「☆」印は魔物も入る隙がないと解されている。



伊勢志摩の海女の磯ノミに印された「井」の符 号



勧請縄の祈祷札にみえる「**☆**」と「**‡**」の符号 (三重県上野市光明寺蔵) 〔奈良県立民俗博物 館写真提供〕

図32 民俗例にみえる魔除け符号

以上の諸例で明らかのように、各地の墨書および線刻の「井」の多くのものが、井戸の「井」ではなく、その字形から判断すると、呪符等に用いられるドーマンとよばれる魔除け記号の「井」と理解できる。作畑遺跡の例は、「小田万呂」の魔除けとして、人名の上部に記号「井」を追記したのではないだろうか。

4. 同一書体の共通文字

千葉県東金市の久我台遺跡と作畑遺跡とは、約5kmほど離れたほぼ同時期の集落遺跡である。 久我台遺跡は約150点の墨書土器が出土し、時期的には8世紀前半から11世紀代までの集落変遷に対応して各期の墨書土器が存する。各期を概観すると、8世紀には「井於」 「古加」 「千 侯」 「十上」など、9世紀に「千万」 「立合」 「得加」 「弘貫」など、とくに9世紀後半は「立合」が圧倒的に多い。集落の消滅期となる10~11世紀代には「南」が目立つが、点数は全体的に少ない。

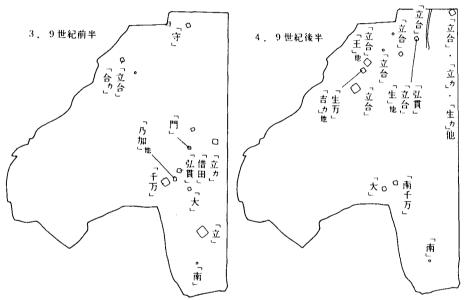


図33 千葉・久我台遺跡の9 Cにおける墨書土器の分布状況 〔財団法人千葉県文化財センター『東金市久我台遺跡』1988年より引用〕

8世紀代のSI165出土の「古加」「千俣」が同一個体に記されているが、「千俣」は『和名類 聚抄』に下総国匝瑳郡の郷名としてみえ、現在の栗山川(別名千俣川)流域に位置したと考え られる。作畑遺跡からは「栗戸川」という墨書土器が出土しているが、何らか関連するのかも しれない。

ところで、久我台遺跡の「弘貫」は作畑遺跡でも確認できる(図10-3参照)。しかも、観察の結果、書き手も土器の胎土・時期も同じものと考えられることから、同一人物が書いた墨書土器が両遺跡で検出されたことになる。さらに、久我台遺跡の墨書土器の中心をなす「立合」は、作畑遺跡において「立生」「力合」などと類似した内容を確認できる。また「未」の字形は、作畑遺跡の「久」と共通する点も興味深く、両遺跡の関連の深さをうかがわせる。



千葉・久我台遺跡

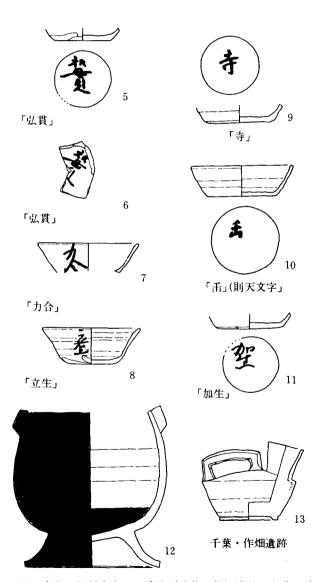


図34 同一書体・類似内容の2遺跡(千葉・作畑遺跡,久我台遺跡)

そこで、作畑遺跡の遺物に注目すると、169号住居跡出土の灰釉陶器の双耳壺(図33-12)や170号住居跡出土の須恵器の高台付平瓶(図33-13)などは、一般集落遺跡の遺物としては際立っている。また、41号住居跡の墨書土器「寺」と「缶」(則天文字)の存在は、先に指摘したように、則天文字の地方への普及ルートの1つが、仏典を通じて僧侶が会得し、広めたものという事実を裏付けているのであろう。

したがって、若干推論を加えるならば、2遺跡にまたがる「弘貫」を僧侶と考え、一連の墨書上器は「弘貫」の活動の一端を伝えるものと想定することも可能ではないか。

ここに「弘貫」のような僧侶と村落への仏教の浸透の姿を垣間みることができると考えたい。
(15)
そして、このことは墨書土器の意味を解く重要な鍵となるに違いない。

こうした墨書土器からみた村落内の仏教の影響は、千葉県八千代市井戸向遺跡の場合も同様によみとることができる。図35にみえる一郭からは、墨書土器だけでも、「寺」 「寺坏」 「佛」(灯明皿使用の痕跡のある土器)、さらには仏教用語と考えられる「信會」「厭」など、その他の仏教関係遺物としては薬壺のような小形壺や約5cmほどの小金銅仏像も出土している。この遺跡と一連の集落と思われる南隣の白幡前遺跡では、一棟のお堂跡とその付近に瓦塔も発見されている(報告書近刊予定)。

このように東国の村落における一堂一宇からなる寺の存在は近年、報告例も多く、その実態 解明作業も進行中である。その研究に墨書土器も不可欠な要素となることはいうまでもない。

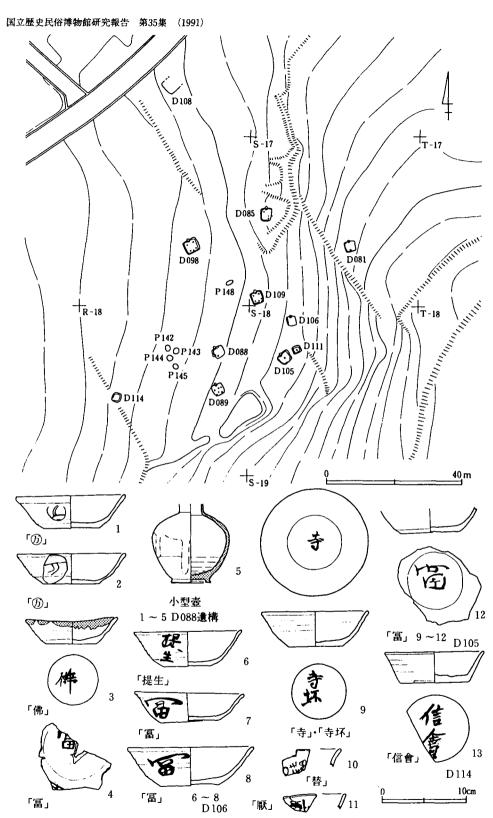


図35 仏教関係遺物の目立つ住居群 (千葉・井戸向遺跡第Ⅱ群)

5. 多文字の墨書土器の出現

施設名や職名などの具体的内容を示す官衙遺跡の墨書土器に比して、集落遺跡における墨書 土器は1ないし2字程度の文字数しか記されていないだけに、その文字を単独に取扱っても容 易にその文字内容を知ることはできない。

ところが、近年、千葉県北東部いいかえれば古代の下総国印旛郡・香取郡・埴生郡および上 総国武射郡などの地域において、多文字の墨書土器が数多く発見され、1ないし2文字のみの (17) 集落遺跡の文字内容を理解する上で重要な示唆を与える資料として注目される。

以下主なものを紹介しておきたい。

○八千代市権現後遺跡・土師器坏

内面 墨書人面

外面体部 「村神郷丈部国依甘魚」

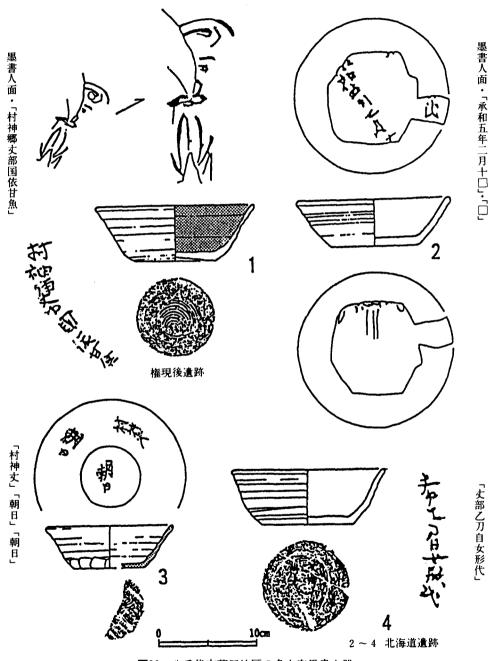


図36 八千代市萓田地区の多文字墨書土器

(下総国印旛郡) 村神郷の丈部国依が供膳具 (坏型土器) に盛られた御馳走 (甘魚) を神に

供献したことを表記しているのであろう。

- ○芝山町庄作遺跡
- 1) 25号住居跡 土師器坏

内面 墨書人面

外面体部 「丈部真次□代国神奉」



図37-1 「丈部真次□代国神奉」(千葉・庄作遺跡)

25号住居跡 土師器甕
 外面胴部 墨書人面・「罪ム国玉神奉」

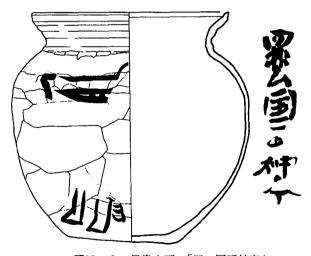


図37-2 墨書人面・「罪ム国玉神奉」

3) 67号住居跡・土師器坏

外面体部 墨書人面

外面底部 「手」

内面
「国玉神奉」

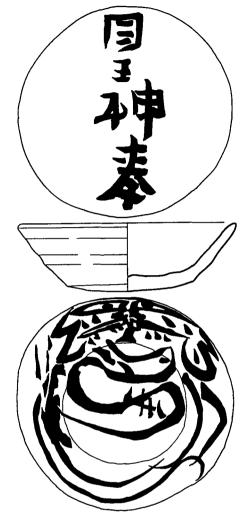


図37-3 墨書人面・「手」・「国玉神奉」(千葉・庄作遺跡)

3点とも、墨書人面と「国玉神奉」の文字を伴っている。これらの土器は、おそらくは国神に対して招福や除災などの祭祀が人面土器を用いて実施されていたことを示していると理解できる。

4) 46号住居跡・土師器坏

外面体部 「×秋人歳神奉進 上総×」



断片ではあるが、「……奉進」の次の部分が約1字分空白となっていることから、この文は「上総」から始まると判断してよい。現存する約3分の1ほどの断片の文字数をもとに、この文を復原すると全体の文字数は約19文字となる計算である。「進」と「上」との間の空白を1文字分とすれば、約18文字で構成されていたと想定できる。

(復原案)

上総国□□郡□□郷□□□秋人歳神奉進

この意は上総国武射郡某秋人が正月に福をもたらす歳神を招き入れるために、その年の恵方に向かって、この土器(供膳用の坏型)に御馳走を盛り、「奉進」したのであろう。

5) 58号住居跡 土師器坏

外面底部 「竈神」

この土器は朱塗りである。竈神は文字どおりかまどを守る神である。この「竈神」に関連すると思われる資料は、庄作遺跡の北に位置する佐原市馬場遺跡で、住居跡の竈内の燃焼部底面近くに、伏せた状態(倒位)にして、坏を4枚重ね、一番上に置いた坏に「上」と墨書している。一番上のものに「上」と記していることは、ものの状態と結びついてはじめて記された文字の意味が理解できる。これは墨書土器の本質を解き明かす上で絶好の資料となるであろう。

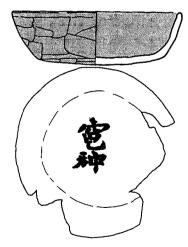


図39 「竈神」(千葉・庄作遺跡)

中国の晋代に作られた『抱朴子』(317年完成)によれば、竈神が晦日の夜、家族の功罪を天 帝に報告するのを防ぐ信仰が存在していたことがわかる。それから考えると先の土器の状態は、 竈を廃棄する際に竈神を封じ込めるために坏を伏せたものと解釈できるであろう。

○富里町久能高野遺跡・土師器坏 外面体部 「罪司准ト代」



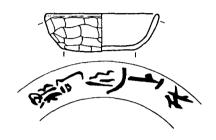


図40 「罪司」への供献を示す墨書土器

④. 「□□□継罪□」(千葉・庄作遺跡)

B. 「罪司進上代」(千葉・久能高野遺跡)

「罪司」は文字通り人の罪を裁く司のこと、冥途の裁判官である。人々は自らの罪を免れるために、必死で坏型の土器に御馳走を盛って供えるいわゆる賂(まいない)行為を行なうのである。

このような行為は仏教説話集『日本霊異記』によっても具体的に知ることができる。その1 例を次に引用しておこう。

閻羅王の使の鬼、召さるる人の賂を得て免す縁 第24 (中巻)

楢磐鳴は、諾楽の左京の六條五坊の人なり。大安寺の西の里に居住す。聖武天皇のみ世に、其の大安寺の修多羅分の銭三十貫を借りて、越前の都魯鹿の津に往きて、交易して運び超し、船に載せ家に将ち来たる時に窓然に病を得、船を留め、単独家に来むと思ひ、馬を借りて乗り来たる。近江の高鳴の郡の磯鹿の辛前に至りて、勝みれば、三人追ひ来る。後るる程一町許なり。山代の宇治橋に至る時に、近く追ひ附き、共に副ひ往く。磐鳴問ふ「何に往く人か」といふ。答へ言ひて曰はく「閻羅王の闕の、楢磐鳴を召しに往く使なり」といふ。磐鳴聞きて問ふ「召さるるは我なり、何の故にか召す」といふ。使の鬼答へて云はく「我等、先に汝が家に往きて問ひしに、答へて曰はく「商に往きて未だ来らず」といふが故に、津に至りて求め、当に相ひて捉へむと欲へば四王の使有りて、誂へて云はく、「免す可し。寺の交易の銭を受けて商ひ奉るが故に」といふが故に、暫免しつるのみ。汝を召すに日を累ねて、我は飢え疲れぬ。若し食物有りや」といふ。磐鳴云はく「唯干飯有り」といひ、与へて食は令む。使の鬼云はく「汝、我が気に病まむが故に、依り近づか不あれ。但恐るること莫かれ」といふ。終に家に望み、食

を儲けて饗す。鬼云はく「我,牛の宍の味を嗜むが故に,牛の宍を饗せよ。牛を捕る鬼は我なり」といふ。磐鳴云はく「我が家に斑なる牛二頭有り。以て進らむが故に,唯我を免せ」といふ。鬼云はく「我,今汝が物多に得て食ひつ。其の恩の幸の故に,今汝を免さば,我重き罪に入り,鉄杖を持ちて,百段打たる応し。若し汝と同じ年の人有りや」といふ。(下略)

この説話は、要するに閻羅王(閻魔王)の使者が召し出すべき磐嶋に食を饗えされたために、 その恩義を感じて別の人物を召すこととなったという話である。

古代の東国農民にとって、坏型の土器に御馳走を盛って供えることは、自らの罪を免れるための必死の願いであったであろう。そして、その趣旨を端的に記載した上記の多文字の墨書土器は、1ないし2文字の断片的資料の記載意図をも類推することのできる貴重な資料である。

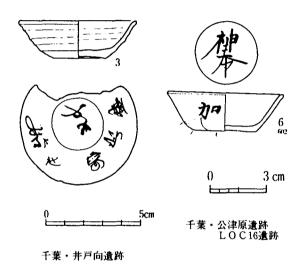


図41 「盛此家」「神奉」+「加」(千葉・成田ニュータウン内遺跡)

○千葉県成田市・成田ニュータウン内遺跡群LOC16 (郷部) 006号住居跡 土師器坏

底部 「神奉」

体部 「加」

○千葉県佐原市・東野遺跡 土師器坏

「国玉」(12点)

成田ニュータウン内遺跡群中の「神奉」は、さきの「国玉神奉」や「歳神奉進」などに通じ、神への饗応を意味すると考えられる。また、10点を越える「国玉」は、"国玉神"へのやはり饗応を示す資料といえよう。

ところで、ここにあげた成田ニュータウン内遺跡群出土の、底部に「神奉」、さらに体部に「加」 と記した墨書土器は、「加」は神への饗応行為に伴い「神奉」とともにその意味をなしたのであ

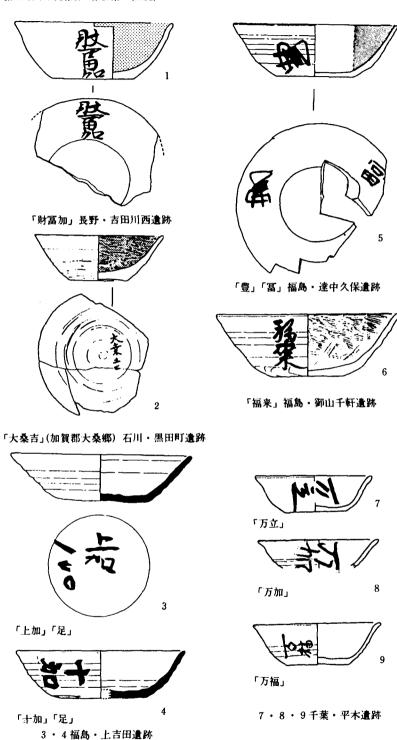


図42 吉祥句的文字群

ろう。この「神奉」に伴う「加」は他の遺跡で数多く検出される1字墨書の「加」の意味をも 類推させるものであろう。また,使用頻度の高い「万」の意味も,数量+万の例や作畑遺跡の 「山口家」と共伴する「山口方」の資料に加えて,次の例はその意味を問うために参考となろ う。すなわち,庄作遺跡の「五万収」の例は,「万」が吉祥を表わし,たくさんのものの状態 を意味し、豊饒祈願の意を込めて記載されたと判断できるであろう。

これらの神仏への饗応および豊饒祈願の集大成ともいうべきものが,石川県浄水寺跡の文字 群であろう。

弥来・冨来・吉来・得来・八来

冨加・吉加・盛加

冨集

大吉・田吉

加福・土福・仁福

その浄水寺と同様の文字構成は東日本各地の遺跡で共通していることは、前述のとおりであ り、ここにあらためてその代表例をまとめて図示しておこう。

おわりに

以上,主として東日本各地の古代の集落遺跡出土の墨書土器について,本稿では字形を中心 として検討した結果,まず次の5つの重要な点を指摘できるであろう。

- 1) 墨書土器の文字は、その種類がきわめて限定され、かつ東日本各地の遺跡で共通して記されている。
- 2) 共通文字の使用のみならず、墨書土器の字形も、各地で類似している。しかも、本来の文字が変形したままの字形が広い分布を示している。
- 3) 中国で考案された特殊文字一則天文字さらには篆書体などが日本各地に広く普及し、しかもそれに類するような我が国独自と思われる特殊な字形の文字を生みだしている。
- 4) 近接した遺跡間において、同一書体の僧侶名や墨書「寺」および酷似した字形が確認できる。この事実は、近年の遺構としての村落内の"寺"の存在に加えて、村落間において私度僧のような人物が、その信仰活動やその信仰に付随する形で文字を広く伝播させる役割を果たしたのではないかと想起させるであろう。
- 5) 古代の印旛から香取地域にかけては、村落祭祀の実態を端的にものがたる文章化した墨書 土器が出土し、その墨書土器は他の遺跡の1ないし2文字の墨書土器の意味をも解明できる 貴重な資料である。

限定された共通文字は,東国各地の農民が会得した文字を取捨選択して記したものでないこ

とを示している。また、変形した字形や則天文字・篆書体などの影響を受けた我が国独自に作成した特殊文字が広範囲で確認されている。しかも、記載される文字の種類は、富・吉・得・福・万などの吉祥語およびその組み合わせが目立っている。

以上の点からは、当時の東日本各地の村落において、土器の所有をそうした文字-記号で表示した可能性もあるが、むしろ一定の祭祀や儀礼行為等の際に土器になかば記号として意識された文字を記す、いいかえれば、祭祀形態に付随した形で一定の字形、なかば記号化した文字が記載されたのではないだろうか。印旛から香取地方にかけての文章化された墨書土器はそうした祭祀や儀礼の端的な内容をものがたっている。

このように、最初に掲げた課題―墨書土器の分布が文字の普及のバロメーターとなるか―は今回の字形を中心とした検討結果からは、集落遺跡の墨書土器は古代の村落内の神仏に対する祭祀・儀礼形態をものがたる側面が強く、必ずしも、墨書土器が文字の普及のバロメーターとはなりえないのではないかといえる。

こうした墨書土器の字形などから引き出す推論には一定の限度があるだけに、今後さらに別 の視角からこれらの推論を裏付けていかなければならない。

本稿は、近年膨大な量を誇り、研究がにわかに活気を呈してきた墨書土器に関して、字形論という新たな研究の視点を提示したにすぎない。前稿においては、墨書土器研究において、1 遺跡をとり上げて時間軸とその分布状況から分析し、さらに墨書された部位や書体にまでその分析視野を広める必要性を強調した。そして、そこから導き出した一定の結論は、墨書土器が集団の表示記号としてかなり特定の文字を長期間継続使用している事実などを指摘した。

その点、墨書土器の意義についても、上記の記号化した文字・特殊文字を土器の所有の意味で記した可能性もありうるだけに、今回の字形論からは祭祀・儀礼的側面をことさらに強調したが、今後、古代村落内の信仰形態の実態や前稿との関連さらには墨書土器のもつ多面的な意義については、多角的な視野からアプローチしなければならない。

眭

- (1) 平川南・天野努・黒田正典「古代集落と墨書土器――千葉県八千代市村上込の内遺跡の場合――」 『国立歴史民俗博物館研究報告』第22集 1989年
- (2) 筆者はこれまでにもこの字形論的立場から小レポートをいくつか発表し、本稿の予備的作業を進めてきた。
 - ① 「則天文字を追う |国立歴史民俗博物館広報誌『歴博』第34号 1989年4月
 - ② 「下神遺跡の墨書土器について」 長野県埋蔵文化財センター『中央自動車道長野線埋蔵文化財 発掘調査報告書6 —松本市内その3 —下神遺跡』 1990年
 - ③ 「墨書土器について」 神奈川県立埋蔵文化財センター『宮久保遺跡III』 1990年
- (3) 石川県立埋蔵文化財センター『浄水寺跡発掘調査報告書第1分冊一浄水寺墨書資料集』1989年
- (4) 浄水寺跡付近の集落遺跡である佐々木ノテウラ遺跡(小松市佐々木町)から「吉来」という浄水

寺跡のものと同じ内容(書体も類似)の墨書土器を出土していることもその関連の強さを示しているであろう。なお、古府しのまち遺跡(小松市古府町)の「加集」も、浄水寺跡では確認されていないが、「冨集」「吉加」「集」などの近似した内容の墨書土器と深く関わるものである。

- (5) 臼井駅南土地区画整理組合『臼井南』 1976年
- (6) 得の「13」とする字形の例は、この他にも数多くみられる。
 - 「得」 神奈川県海老名市上浜田遺跡
 - 「得」 神奈川県綾瀬市宮久保遺跡
 - 「得」 群馬県高崎市富士塚前B遺跡
 - 「得」 群馬県伊勢崎市上植木壱町田遺跡
 - 「得万」 福島市台畑遺跡
 - 「得万」 宮城県多賀城市市川橋遺跡
- (7) 拙著『漆紙文書の研究』 吉川弘文館 1989年
- (8) 神奈川県立埋蔵文化財センター『宮久保遺跡III』 1990年
- (9) 前橋市教育委員会他『柳久保遺跡群』~VIII』 1985~1988年
- (10) 前原豊・関口功一「前橋市中鶴谷遺跡出土の『田部』の墨書のある土器」「古代文化」第42巻第2 号 1990年
- (11) 赤堀村教育委員会『洞山古墳群及び北通鷹巣遺跡発掘調査概報』 1983年
- (12) 東野治之「発掘された則天文字一古代の文字資料から一(2)」出版ダイジェスト1187号 1986年
- (13) 大正3,4年の採集品として知られる秋田県大曲市藤木の怒遺跡の墨書土器は記録上約58点とされている。一部、当時の東京帝室博物館などへ寄贈され、また散逸して約36点現存するが、そのなかに「大」とともに「凡」と解されている数点が注目される。共伴の墨書土器には、本稿の前段で述べた文字群「冨」「千」「福」「大福」「徳」などが含まれている。「凡」とされる字形のなかでも「八」は大の篆書体「六」に類似している。、「凡」の異体字「八」が知られているが、「大」や他の文字群との共伴からも、あまり他遺跡に例をみない「凡」よりも大の篆書体「六」の変形とみる方が妥当ではないだろうか。なお、怒遺跡の墨書土器については、高橋学「秋田県内出土の墨書土器集成」(「秋田県埋蔵文化財センター研究紀要」第1号 1986年)を参照してほしい。
- (14) この指摘は千葉県文化財センターの郷堀英司氏が「花前遺跡群の文字資料について一記号が主体となる遺跡の例―|と題して、房総歴史考古学研究会の例会報告(1990年)を行なっている。
- (15) 例えば、さきに字形の項で取り上げた「得」も、群馬県佐波郡赤堀町川上遺跡出土の墨書土器の文字群から、その意味するところをうかがうことができよう。すなわち、その文字群は、「得」のほか、「信」「生」「安」「慈」「至」「長」そして「寺」である。これらの文字群は、明らかに仏教に関わる内容であるといえよう。また、石川県の浄水寺跡においても、寺の施設名「□院」(底部外面)を記した墨書土器の体部外面に「得」と付記されている。これは同様に体部外面に「前院」と記した土器にこの遺跡の吉祥語「来」を底部外面に付記している例とともに、「得」が仏教との関わりの深い語として用いられていると解釈できよう。
- (16) その1例は「シンポジウム 平安前期の村落とその仏教」 主催千葉県立房総風土記の丘 1990 年10月14日開催
- (17) 拙稿「庄作遺跡出土の墨書土器」 (山武考古学研究所『千葉県芝山町小原子遺跡群』 1990年)

[補註]

①表1の20遺跡に関する調査報告書

1. 下谷地B遺跡 岩手県教育委員会『東北縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書-XVII- (北上地区)』 1982年

- 2. 道伝遺跡 川西町教育委員会「山形県川西町道伝遺跡発掘調査報告書一置賜郡衙推定地一」 1984年
- 3、生石2遺跡 山形県教育委員会「生石2遺跡発掘調査報告書(3)」 1987年
- 4. 御山千軒遺跡 福島県教育委員会「東北新幹線関連遺跡発掘調査報告VI一御山千軒遺跡一」 1983年
- 5. 達中久保遺跡 福島県文化センター 「母畑地区遺跡発掘調査報告III」 1979年
- 6. 松並平遺跡 福島県棚倉町教育委員会 【松並平遺跡―久慈川上流域における古代集落跡の調査―】 1985年
- 7. 川上遺跡 赤堀村教育委員会『川上遺跡,女堀遺構発掘調査概報』 1980年
- 8. 小角田前遺跡 群馬県埋蔵文化財発掘調査事業団『小角田前遺跡』 1986年
- 9. 吉田川西遺跡 長野県埋蔵文化財センター 『中央自動車道長野線埋蔵文化財発掘調査報告書 3 ー 塩尻市内その 2 ― 吉田川西遺跡』 1989年
- 10. 戸神諏訪遺跡 群馬県埋蔵文化財調査事業団『戸神諏訪遺跡―奈良・平安時代編―』 1990年
- 11. 上吉田遺跡 福島県文化センター 「東北横断自動車道遺跡調査報告 9 一船ケ森西遺跡・上吉田遺跡 1 1990年
- 12. 鳶尾遺跡 神奈川県教育委員会『鳶尾遺跡』 1975年
- 13. 井戸向遺跡 千葉県文化財センター 「八千代市井戸向遺跡--- 菅田地区埋蔵文化財調査報告書IV--」 1987年

- 16. 久我台遺跡 千葉県文化財センター『東金市久我台遺跡』 1988年
- 17. 作畑遺跡 山武考古学研究所『千葉県東金市作畑遺跡発掘調査報告書』 1986年
- 18. 大崎台遺跡 佐倉市大崎台B地区遺跡調査会『大崎台遺跡発掘調査報告』 I ~ III 1985~1987年
- 19. 江原台遺跡 千葉県文化財センター 『佐倉市江原台遺跡発掘調査報告書 I 一第1次・第2次調査 一』 1977年 同『佐倉市江原台遺跡発掘調査報告書 II』 1980年
- 20. 将監塚·古井戸遺跡 埼玉県埋蔵文化財調査事業団『将監塚·古井戸一歴史時代編II-』 1988年

引用資料文献(本文初出順)

鳴神遺跡 福島県教育委員会『東北新幹線関連遺跡発掘調査報告V―鳴神・柿内戸遺跡―』 1982年

庄作遺跡 山武考古学研究所「千葉県芝山町小原子遺跡群」 1990年

平賀遺跡 平賀遺跡群発掘調査会「平賀一平賀遺跡群発掘調査報告書一」 1986年

草山遺跡 神奈川県立埋蔵文化財センター『草山遺跡II』 1989年 『草山遺跡III』 1990年

公津原遺跡 千葉県文化財センター 「公津原 II 」 1981年

湯沢遺跡 雨宮正樹「湯沢遺跡」『日本考古学年報』 1986年

北島遺跡 埼玉県埋蔵文化財調査事業団『北島遺跡(第2分冊)』 1989年

永吉台遺跡群 君津郡市センター『千葉県袖ケ浦町 永吉台遺跡群』 1985年

払田栅跡 秋田県教育委員会・払田栅跡調査事務所『払田栅跡』一政庁跡』 1985年

下渕名遺跡 群馬県教育委員会「上武国道地域埋蔵文化財発掘調査概報V—小角田前遺跡・下渕名遺跡」 1979年

砂子遺跡 千葉市文化財調査協会『千葉市砂子遺跡』 1988年

四ツ葉地区遺跡 四ツ葉地区遺跡調査会『四葉地区遺跡』 1990年

長岡京跡左京一条二坊十町・十一町 京都府埋蔵文化財調査研究センター『京都府埋蔵文化財情報 第 15号』所収 長谷川達・土橋誠「長岡京跡左京第118次調査」 1985年

狐塚古墳群 西谷正「日本古代の土器に刻まれた初期の文字」九州大学文学部九州文化史研究施設 『九州文化史研究紀要』第36号 1991年

向原遺跡 佐倉市寺崎遺跡群調査会『寺崎遺跡群発掘調査報告書』 1987年

上矢島遺跡 境町教育委員会『上矢島遺跡発掘調査概報』 1979年

上植木廃寺 伊勢崎市教育委員会『上植木廃寺一昭和59年度発掘調査概報―』 1985年

城ノ内遺跡 岡田正彦「墨書・刻書土器小考一長野県下出土例を中心として一」信濃史学会『信濃』 第25巻第4号 1973年

芳賀東部団地遺跡 前橋市教育委員会『芳賀東部団地遺跡』 1984年

村上込の内遺跡 千葉県都市公社「八千代市村上遺跡群」 1973年

大作遺跡 千葉県文化財センター『佐倉市大作遺跡』 1990年

四之宮高林寺K3遺跡 平塚市遺跡調査会「四之宮高林寺 II 1982年, 「四之宮高林寺 II 1985 年

花前 I 遺跡 千葉県文化財センター『常磐自動車道埋蔵文化財調査報告書II』 1984年

田端不動坂遺跡 田端不動坂遺跡調査団『北区田端不動坂遺跡』 1985年

清水田遺跡 群馬県埋蔵文化財発掘調査事業団・群馬県教育委員会「太田東部遺跡群」 1985年

川内遺跡 吉井町教育委員会「川内遺跡発掘調査報告書」 1982年

下神遺跡 長野県埋蔵文化財センター『中央自動車道長野線埋蔵文化財発掘調査報告書6 —松本市内 その3 —下神遺跡』 1990年

来見原遺跡 上田市立信濃国分寺資料館 特別展覧会図録「信濃出土の土器に書かれた文字」 1986年 西原遺跡 福島県文化センター「母畑地区遺跡発掘調査報告V」 1980年

岩之下遺跡 富士見村教育委員会「富士見遺跡群一向吹遺跡·岩之下遺跡·田中遺跡·寄居遺跡」 1987 年

出雲国府跡 松江市教育委員会『出雲国庁跡発掘調査概報』 1970年

下野国府跡 栃木県教育委員会『下野国府跡 資料集II』 1986年

三小牛ハバ遺跡 金沢市教育委員会「金沢市三小牛ハバ遺跡調査概報」 1988年

黒田遺跡 金沢市教育委員会「金沢市黒田町遺跡調査報告書」 1979年

高岡大山遺跡 日本文化財研究所『第2千成サニータウン埋蔵文化財確認調査』 1978年

神野向遺跡 茨城県鹿島町教育委員会「神野向遺跡VI-昭和60·61年度発掘調査概報-」1987年

若松城三の丸跡 会津若松市教育委員会『若松城三の丸跡発掘調査報告書』 1986年

六之域R3遺跡 大野小学校遺跡発掘調査団「真土六ノ域遺跡II」 1986年

有吉遺跡 千葉県都市公社『千葉東南部ニュータウン 3』 有吉遺跡(第1次) 1975年

中原上宿遺跡 中原上宿遺跡調査団「中原上宿」 1981年

花前遺跡群 千葉県文化財センター 『常磐自動車道埋蔵文化財調査報告書II』 「花前 I 遺跡」 1984年 同『常磐自動車道埋蔵文化財調査報告書III』 「花前 II — 1 遺跡」 1985年

馬場遺跡 千葉県文化財センター『東関東自動車道埋蔵文化財調査報告書IV-佐原地区 (一) -』 1988年

久能高野遺跡 印旛郡市文化財センター『千葉県印旛郡富里町 久能遺跡群発掘調査報告書』 1988年 成田ニュータウン内遺跡群 千葉県文化財センター『公津原II』 1981年

東野遺跡 千葉県文化財センター『東関東自動車道埋蔵文化財調査報告書IV-佐原地区 (一) ー』 1988年

参考文献

1. 福島県文化センター 『第8回 福島·栃木両県研修協議会資料 古代の遺跡と墨書土器』 1986年 10月30・31日

- 2、群馬県教育委員会『群馬県出土の墨書・刻書土器集成(1)』 1989年
- 3. 上田市立信濃国分寺資料館・特別展覧会図録『信濃出土の土器に書かれた文字』 1986年
- 4. 栃木県教育委員会・(財) 栃木県文化振興事業団『下野国府跡資料集II―墨書土器・硯―』 1986 年
- 5. 房総歴史考古学研究会『房総における奈良・平安時代の出土文字資料 I』 1991年

(国立歴史民俗博物館 歴史研究部)

"Bokusho Doki" and the Shape of the Characters

— Aspects of the Characters in Ancient Villages —

HIRAKAWA Minami

"Bokusho Doki", or earthenware with characters written in Chinese ink, excavated from the remains of ancient villages, is a valuable source of data for shedding light on village communities in ancient times.

Until now, Bokusho Doki has been taken as an indication of the level of diffusion of characters in olden times. A new perspective has been lent to consideration of the major question concerning the significance of Bokusho Doki in the remains of ancient villages. In my previous paper, an analysis was made of specific village remains, and in this paper, an analysis is given from a broader viewpoint, focused on the shape of the characters on Bokusho Doki.

The results of the analysis are outlined as follows:

- 1) A very limited number of common types of Bokusho Doki characters are found on remains from various parts of Eastern Japan.
- 2) Not only are common characters used, but there is a similarity between the shapes of the characters on Bokusho Doki found in various places. Furthermore, widespread distribution of modified original characters can also be seen.
- 3) Special characters developed in China, such as "<u>Sokuten-Moji</u>", and "<u>Tensho-Tai</u>" are widely diffused in various parts of Japan, giving rise to similar characters of a distinctive shape thought to be unique to our country.

The limited number of common characters shows that they were not selected by peasants in Eastern Japan from among the characters they had acquired to put on Bokusho Doki. Also, modified characters and special characters unique to Japan produced under the influence of "Sokuten-Moji" or "Tensho-Tai" have been identified over a wide area.

From the above findings, it is presumed that in villages in Eastern Japan at the time, they used the characters almost consciously as symbols on the earthenware on the occasion of certain religious services or ceremonial activities. In other words, fixed forms of characters or semi-symbolic characters, incidental to the religious formalities, were put on the earthenware.

In conclusion, the results of analysis focused on the shape of the characters would appear to show that Bokusho Doki excavated from the remains of ancient villages reflects a form of religious or ceremonial service to God or Buddha in the communities, and cannot always serve as an indicator of the level of character diffusion.